

國本社労士事務所便り 9月号 ~社労士國本 一日一生~

9月1日は防災の日です。貴社の防災対策は十分できていますか。万が一が起きてしまう前の準備が、いざという時に頼りになります。



國本豊社会保険労務士事務所

山口県柳井市余田1310

TEL : 0820-24-6886 / FAX : 0820-24-6887



求められる長時間労働対策

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

当社では長時間労働が当たり前になっている者がいるので、会社として対策をしていこうと考えています。どのように取り組んでいったらよいのでしょうか？



総務部長

ちょうど7月下旬に過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下、大綱という）が閣議決定され、今後概ね3年間で取組が示されました。そのため、企業としてはより具体的な対策が求められるところです。



社労士

この大綱とは一体どのようなものなのでしょうか？

これは昨年11月1日に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づいて取りまとめられたもので、①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援という4つの対策を効果的に推進するために、具体的な取組が示されています。この大綱の基本的な考え方の中で、「平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用の割合を5%以下、年次有給休暇取得率を70%以上、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする目標を早期に達成することを目指すこととする」という具体的な数値目標が示されています。



なるほど。企業としては過労死等をなくしていくために、そのひとつとして長時間労働対策に真剣に取り組むことが求められますね。



そうですね。その具体的事例としてこの夏注目されたのが、政府が進めていた「ゆう活」です。これは朝の出勤時間を早くして、夕方からの時間を有効活用しようという取組になります。



そう言えば、朝食を無料で配っている様子がマスコミでとり上げられていましたね。



はい、この他にも勤務間インターバル制というものがあり、これは時間外労働などを含む1日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間のインターバルを設けることで、従業員の休息時間を確保しようという制度になります。



長時間労働を改善していくためには、このような仕組みを活用するなど、会社側の働き方の見直しが求められますね。



「ゆう活」は明るい時間が長い夏のタイミングを利用したもので、企業や官公庁を中心に実際が取組が行われています。このような取組と併せて、従業員にも働き方の見直しを行ってもらうことが重要ですね。



【ワンポイントアドバイス】

1. 過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定され、その中で具体的な数値目標と今後概ね3年間で取組が示されている。
2. 過労死等の原因のひとつである長時間労働対策として、ゆう活等の具体的な取組により会社側の働き方、従業員の働き方の見直しが求められる。

平成27年12月より義務化される ストレスチェック制度とは

平成27年12月よりストレスチェックの実施が義務づけられます（※）。そこで、今回はこのストレスチェック制度の概要と、制度スタートまでに実施しなければならないことについて解説します。

※労働者50人未満の事業場については当分の間、努力義務とされています。



1. ストレスチェック制度とは

そもそもこのストレスチェック制度がスタートすることとなった背景には、近年、職場でメンタルに不調を抱える者の増加があり、従業員にストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善に繋げることが求められています。

ストレスチェック制度とは、従業員に対して、医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査のことで、具体的な対象者は、以下の①②のすべての要件を満たす者になります。そのため、パートタイマーであっても、例えば週30時間以上の勤務で、1年以上雇用されている場合はストレスチェックを受診させる義務があります。

- ①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。
- ②週労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

ストレスチェックを実施した際、その結果は会社ではなく直接従業員へ通知されます。会社はその結果を把握するためには従業員の同意が必要とされていますが、この同意は結果を従業員個人に通知した後に、書面または電子メール等の記録が残る形でとることになっています。なお結果について、集団ごとに集計・分析すること（集計・分析単位が10人を下回る場合は同意が必要）が可能であり、それを職場環境の改善に繋げていくことが望まれます。

またこのストレスチェックを受けて心理的な負荷の程度が高く、その検査を行った医師等が面接指導を受ける必要があると認められた者は、面接指導勧奨の対象となります。そして、その者が実際に面接指導を申し出た場合は、会社は医師による面接指導を実施し、その医師から意見を聴取した上で、必要に応じて就業上の措置をとることとなります。

2. ストレスチェック制度 スタートまでに実施すべきこと

実際のストレスチェックは医師や保健師等が行いますが、会社としてはいつ、どのように実施していくのか、基本方針を明確にしておく必要があります。また、今回の実施が義務づけられる事業場は労働者数が50人以上で衛生委員会等が設置されていることから、この委員会等の中でストレスチェック制度の実施方法について調査審議を行い、ストレスチェック制度の実施方法を規程として定めておくことも求められます。

3. 必要となる記録の作成・保存、 報告書の提出

会社としてはストレスチェックを実施するだけでなく、会社が従業員の同意を得てストレスチェックの検査結果について提供を受けた場合には、記録を作成し5年間保存することとなっています。またストレスチェック実施後、1年以内ごとに1回、所轄労働基準監督署へ心理的な負荷の程度を把握するための検査結果等報告書を提出する必要があります。



2015.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	先勝	
2	水	友引	
3	木	先負	
4	金	仏滅	
5	土	大安	
6	日	赤口	
7	月	先勝	
8	火	友引	白露
9	水	先負	
10	木	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	大安	
12	土	赤口	
13	日	友引	
14	月	先負	
15	火	仏滅	
16	水	大安	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	木	赤口	
18	金	先勝	
19	土	友引	
20	日	先負	
21	月	仏滅	敬老の日 ●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	火	大安	国民の休日
23	水	赤口	秋分 秋分の日
24	木	先勝	
25	金	友引	
26	土	先負	
27	日	仏滅	
28	月	大安	
29	火	赤口	
30	水	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）